〇申請の流れ

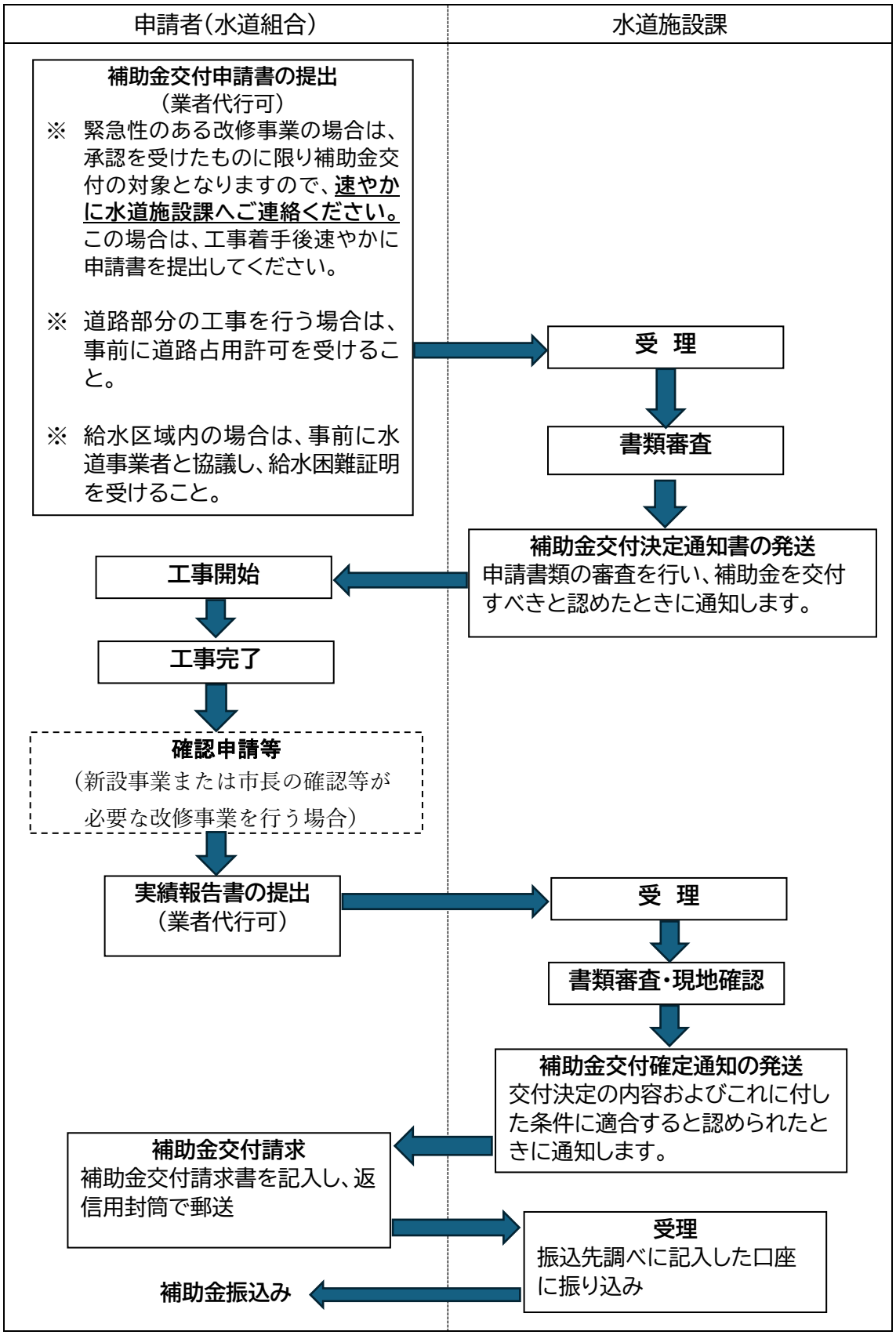
申請者（水道組合）
水道施設課
補助金交付申請書の提出
（業者代行可）
※ 緊急性のある改修事業の場合は、承認を受けたものに限り補助金交付の対象となりますので、速やかに水道施設課へご連絡ください。この場合は、工事着手後速やかに申請書を提出してください。
※ 道路部分の工事を行う場合は、事前に道路占用許可を受けること。
※ 給水区域内の場合は、事前に水道事業者と協議し、給水困難証明を受けること。
受 理
書類審査
補助金交付決定通知書の発送
申請書類の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときに通知します。
工事開始
工事完了
確認申請等
（新設事業または市長の確認等が必要な改修事業を行う場合）
実績報告書の提出
（業者代行可）
受 理
書類審査・現地確認
補助金交付確定通知の発送
交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められたときに通知します。
補助金交付請求
補助金交付請求書を記入し、返信用封筒で郵送
受理
振込先調べに記入した口座に振り込み
補助金振込み